

江東区景観計画 亀戸景観重点地区



スポーツと人情が熱いまち
江東区

目 次

1. 景観重点地区指定の背景	1
2. 景観重点地区の指定範囲	2
3. 景観形成の目標	3
4. 景観形成の基本方針	4
5. 景観形成基準	5
(1) 龜戸3丁目周辺区域	6
(2) 明治通り沿い区域	12
(3) 横十間川沿い区域	16
(4) 北十間川沿い区域	22
(5) 旧中川沿い区域	26
6. 公共施設整備に係わる配慮事項	30
7. 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項	32
卷末資料. 検討の経緯	35

1. 景観重点地区指定の背景

江東区北東部に位置する亀戸地区は、かつては「亀島」と呼ばれる島でした。その後陸続きとなり、江戸中期には横十間川、北十間川、豊川が開削され、^{おおむね}現在の地形になりました（下図「埋立ての歴史」を参照）。



地区の位置図

■ 埋立ての歴史

【江戸初期】



【江戸中期】



出典：水辺のまちの形成史／江東区（2003）

亀戸地区には、亀戸天神社や亀戸香取神社、亀戸浅間神社などの神社仏閣、舟運の歴史を伝える亀戸水上公園など豊富な歴史・文化的資源があります。また、より身近な生活空間の中にも多様で魅力ある資源が豊富にあり、これらの資源を、亀戸駅を中心として南北に走る明治通りや、地区外周のみどり豊かな横十間川、北十間川、旧中川などがつなぎています。

さらに、地区の周辺には、小名木川や川の駅、横十間川親水公園、扇橋閘門などがあり、東京スカイツリー[®]（Rマークは、登録済みの商標につけられるものであり、以下省略します。）といった新たな観光スポットとの連携も期待されています。

以上のことから、こうした魅力を後世に継承するため、亀戸地区において、重点的に景観の誘導および保全を図る地区を「亀戸景観重点地区^(※1)」として位置づけることとしました。

なお、地区の方々が集めた生活空間の中の身近な魅力ある資源（準文化財や親しみのあるものなど合計 160 点）は、「かめいど福都心単語帳（呼称「かめたん」）」に編纂されています。



右図 「かめいど福都心単語帳（呼称「かめたん」）」

[作成主体] ■亀戸文化センター講座「亀戸のまちの
サポートーになろう！」受講生
■芝浦工業大学建築学科 志村研究室



亀戸天神社と藤棚



亀戸香取神社の参道



亀戸浅間神社

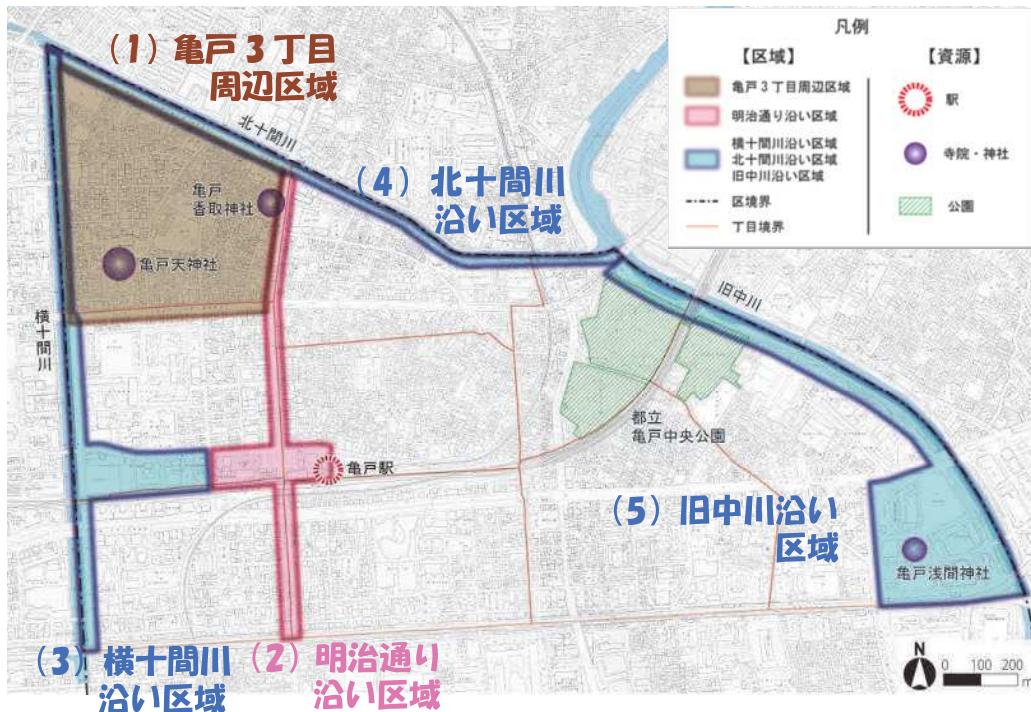
※1 亀戸景観重点地区：地区内の多様な魅力を後世に継承するため、重点的に景観の誘導および保全を図る地区として位置づけた地区。特性の異なる5つの「区域」から成り立っています。

2. 景観重点地区の指定範囲

亀戸天神社や亀戸香取神社をはじめ、多くの神社仏閣が集積する亀戸三丁目界隈は、「福」や「勝」を求めて多くの人が訪れるにぎわいの核となる場であり、温かみのある歴史・文化的景観が形成されています。

また、この核となる区域の他には、多様で魅力ある景観資源が点在しており、亀戸駅を中心に活気ある商店街が形成されている明治通りが軸となり、これらの資源を、地区を取り囲む河川がつないでいます。

以上のことから、「亀戸景観重点地区」は、亀戸天神社や亀戸香取神社など歴史・文化的資源が集積する「亀戸3丁目周辺区域^(※2)」、亀戸駅から南北に伸びる「明治通り沿い区域」、地区を取り囲む「横十間川沿い区域」や「北十間川沿い区域」および「旧中川沿い区域」を地区指定することにより、歴史・文化的資源周辺の「核」としての景観づくりと、人々が往来する通りや河川の「軸」としての景観づくりを通じて、つながり、広がる景観づくりを目指します。



※ 区域の境界は、道路境界線の他、道路や河川の両側の建築物等と一緒にとなった「まちなみ」・「かわなみ」景観を誘導することを念頭に、道路や河川沿い遊歩道等に接する敷地を含んで設定することを基本としています。

亀戸景観重点地区の指定範囲

(1) 亀戸3丁目周辺区域

- ・亀戸二丁目の一部
- ・亀戸三丁目

(3) 横十間川沿い区域

- ・亀戸一丁目の一部
- ・亀戸二丁目の一部
- ・亀戸三丁目の一部

(5) 旧中川沿い区域

- ・亀戸八丁目の一部
- ・亀戸九丁目の一部

(2) 明治通り沿い区域

- ・亀戸一丁目の一部
- ・亀戸二丁目の一部
- ・亀戸三丁目の一部
- ・亀戸四丁目の一部
- ・亀戸五丁目の一部
- ・亀戸六丁目の一部

(4) 北十間川沿い区域

- ・亀戸三丁目の一部
- ・亀戸四丁目の一部
- ・亀戸八丁目の一部

※2 区域：亀戸景観重点地区を構成する「区域」のこと。内在する資源の状況や立地状況など、異なる特性ごとに「区域」を設定しています。

3. 景観形成の目標

水辺に和む『福』都心

「亀戸景観重点地区」には、神社仏閣が多く建立され、縁起の良い土地、ご利益のある土地として育まれてきました。このことから「福を招くまち」として多くの人が訪れ、下町ならではの和やかな雰囲気が残っています。

一方、亀戸駅周辺には、商業・業務機能が集積し、東京都の「副都心」としての発展が期待されています。

また、地区を取り囲む河川は、ウメやフジ、アジサイなど、亀戸ならではの彩りを感じられるみどりも多く存在するとともに、カヌーなどの水上レクリエーションや回遊観光など、今後更なる活用が期待されます。

以上のことから、こうした多様な景観資源を生かしながら発展する“水辺に和む『福』都心”的創造・継承を目標に、以下の景観づくりを進め、景観の保全・創出を図ることとします。

◆ 亀戸天神社や亀戸香取神社を中心に、 亀島からはじまる歴史・文化を継承する景観づくり



亀戸天神社や亀戸香取神社といった歴史・文化的資源を核に、地域に住む人々の気取らない活気や、亀戸を訪れる人々を迎える温かさを後世に伝える景観づくりを進めます。

◆ 暮らしの中で水辺を身近に感じ、新たな関わりを育む景観づくり



生活する人々が日常の暮らしの中で、水辺を身近に感じ、また、亀戸を訪れる人々も水辺に集い、まちと水辺の新たな関係が生まれるような景観づくりを進めます。

◆ ウメやフジ、ハギやアジサイなど 亀戸ゆかりの彩りあるみどりを生かした景観づくり



亀戸梅屋敷/小林清親

亀戸天神社や亀戸香取神社の境内をはじめ、河川沿いなどに色づく亀戸ゆかりのみどりを、日常の暮らしの中でも身近に感じることのできる景観づくりを進めます。

4. 景観形成の基本方針

景観形成の目標である“水辺に和む『福』都心”としての魅力向上に向けて、各区域の基本方針を次のように定めます。今後は、各区域のつながりを意識し、連携しながら、亀戸景観重点地区全体の良好な景観形成を目指します。

亀戸3丁目 周辺区域

亀井戸^(※3)を伝える ～時代を伝えるやすらぎのまち～

亀戸天神社や亀戸香取神社を中心として、様々な時代の面影がにじむ魅力ある空間づくりを行う。

明治通り 沿い区域

亀ぶら ～歩いて楽しい商店街～

亀戸3丁目周辺区域などへのいざないを意識し、ぶらぶらと歩いて楽しめる空間づくりを行う。

横十間川 沿い区域

まちとの共演 ～まちへと広がる水辺の縁側～

水辺とまちが一体となり、龍眼寺や亀戸天神社といった歴史を身近に感じることができ、親しみが生まれる空間づくりを行う。

北十間川 沿い区域

歴史と自然をつなぐ水の路^{みち} ～人とまちがつながる～

歴史・文化的資源が集積する亀戸三丁目と自然豊かな亀戸八、九丁目をつなぐ架け橋として、人とまちとをつなげるような、一体感のある表情豊かな空間づくりを行う。

旧中川沿い 区域

自然を楽しむ ～カヌーも楽しめる水辺とまちのふれあい空間～

豊かな自然やみどりを生かし、カヌーなどの水辺レクリエーションを楽しむことができ、河川沿いの暮らしとも調和した開放的な空間づくりを行う。

※3 亀井戸：亀戸という地名の由来に関わる名称。「亀島」に村落ができて「亀村」と呼ばれるようになり、これが、かつて亀戸香取神社近くの梅屋敷にあったとされる井戸「亀が井」と混同されて「亀井戸」、「亀戸村」へと変化したといわれています。「亀が井」の由来を記した碑は、亀戸香取神社境内にあります。

5. 景観形成基準

各区域の個性があらわれた景観形成の基本方針を達成するため、以下の事項について、具体的な景観形成基準^(※4)を定めます。

＜景観形成基準の事項＞

- ・歴史・文化的資源
- ・建築物等（配置、高さ・規模、形態・意匠・色彩、附属施設・外構等）
- ・工作物（形態・意匠・色彩）
- ・緑化
- ・眺め

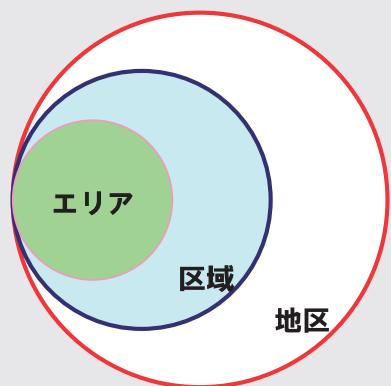
なお、上記事項のうち、建築物または工作物の「形態・意匠・色彩」に関する事項における景観形成基準は、景観法第17条第1項の規定（江東区都市景観条例第16条）による規制または措置の基準とします。

また、その他基準は、景観法第16条第3項の規定による規制または措置の基準とします。

各区域の景観形成基準等を次ページ以降に示します。

※4 景観形成基準：景観法第8条第4項第2号の規定による規制または措置の基準とします。

■ 地区・区域・エリアの考え方



(1) 地区 (1頁参照)

- ・地区内の多様な魅力を後世に継承するため、重点的に景観の誘導および保全を図る地区として位置づけた景観重点地区のこと。
- ・特性の異なる「区域」から成り立っています。

(2) 区域 (2頁参照)

- ・景観重点地区を構成する「区域」のこと。
- ・内在する資源の状況や立地状況など、異なる特性ごとに「区域」を設定しています。

(3) エリア (7頁参照)

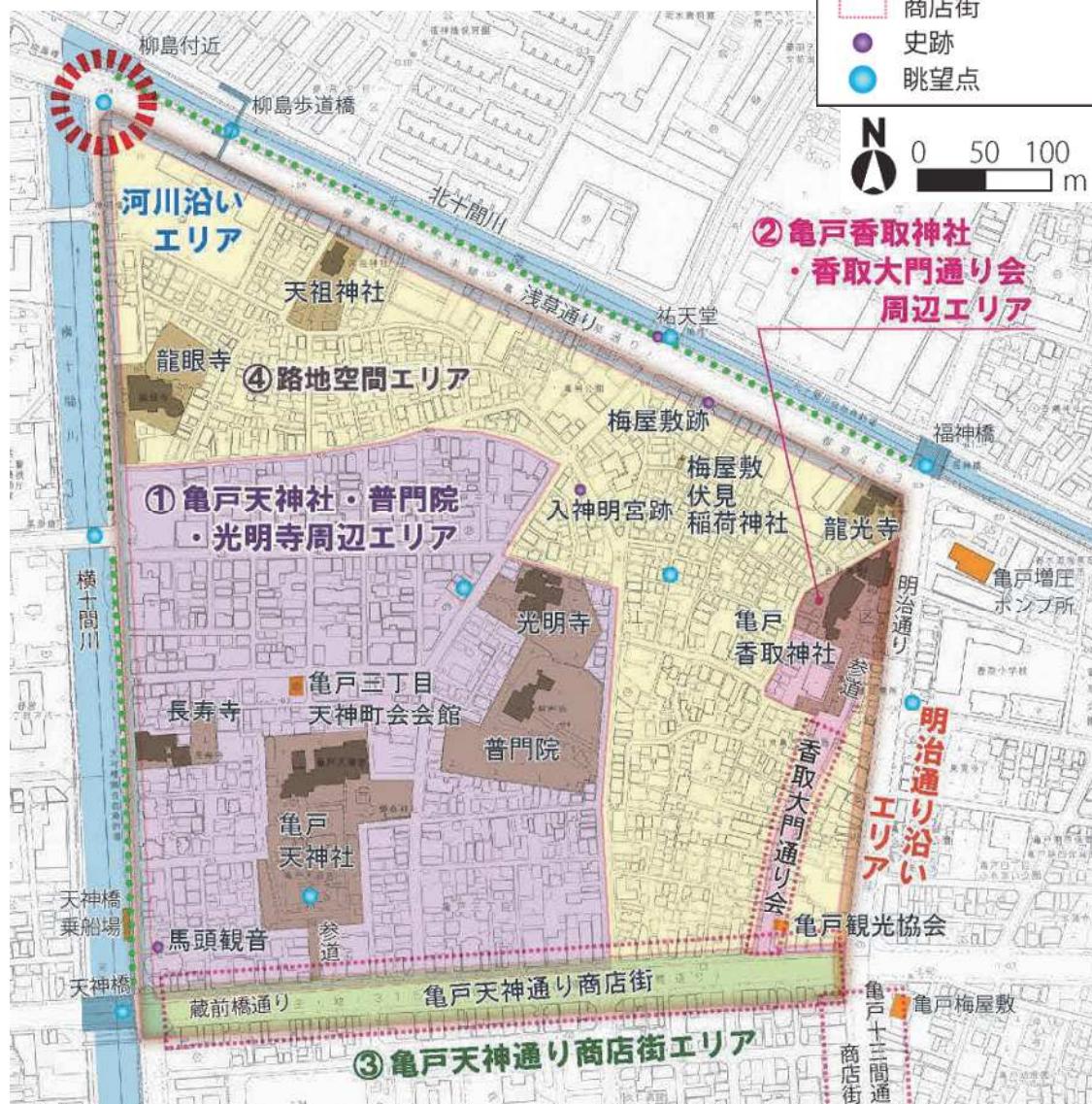
- ・区域の中を細分化した「エリア」のこと。
- ・内在する資源の分布状況やまちなみなど、異なる特性ごとに「エリア」を設定しています。

(1) 亀戸3丁目周辺区域

■区域の概要

【区域特性】

- ・亀戸天神社や亀戸香取神社をはじめとした歴史ある神社仏閣が集積しております。亀戸七福神も集まっています。
- ・香取大門通り会は、昭和レトロな雰囲気があります。
- ・路地^(※5)などは、下町らしい雰囲気があります。
- ・亀戸香取神社の鳥居や亀戸天神社と、東京スカイツリーの対比が美しい景観となっています。



※5 亀戸3丁目周辺区域の景観形成基準(7ページ以降)で使用する「路地」とは、「④路地空間エリア」に形成されている狭い通りとします。

凡例 (資源)

	地区への玄関
	寺院・神社
	境内および参道
	建造物
	河川
	道路・橋梁
	遊歩道
	商店街
	史跡
	展望点



N

0 50 100 m

【主な資源】

- 亀戸天神社（藤棚、灯篭など）
- 亀戸香取神社（亀ヶ井の碑、こんにゃくみこしなど）
- 香取大門通り会
- 天祖神社
- 光明寺、普門院、龍光寺、りゆうげんじ龍眼寺、長寿寺
- 亀戸三丁目天神町会会館
- 路地
- 馬頭観音
- 入神明宮跡
- 梅屋敷跡、梅屋敷伏見稻荷神社いなり
- 亀戸観光協会
- 亀戸天神通り商店街
- 土蔵

■景観形成基準

当区域は、江東区都市景観条例第10条で定める景観計画地区の「下町水網地域」にも該当します。景観形成基準は、はじめに景観重点地区における基準を適用し、次に、下町水網地域における基準を適用します。

当区域では、以下に示す区域全体の共通基準に加え、区域を細分化したエリア^(※6)の特徴に応じた基準を設けています。各エリアの景観形成基準は、次ページ以降に示します。なお、「河川沿いエリア」および「明治通り沿いエリア」は、「横十間川沿い区域」、「北十間川沿い区域」、「明治通り沿い区域」にそれぞれ準じます。

□ 区域全体の共通基準

*平成26年11月1日に江東区景観計画を一部改定し追加しました。
平成27年1月5日届出から適用しています。

事項	基準
歴史・文化的資源	<ul style="list-style-type: none">• 歴史・文化的資源の周辺は、それらと調和し、その雰囲気を妨げないよう配慮する。
建築物等	<ul style="list-style-type: none">• 建築物は、歴史・文化的資源や周辺のまちなみとの調和に配慮する。
	<ul style="list-style-type: none">• 建築物は、建築物全体のバランスだけでなく、周辺建築物の形態やまちなみとの調和を図る。• 集合住宅のバルコニー・ベランダについては、道路から洗濯物が見えにくい構造・意匠とともに、エアコンの室外機等が目立たないよう配慮する。(※)• 外壁は、長大で単調な壁面を避けるなど、圧迫感の軽減を図る。• 建築物に附帯する構造物や設備などは、建築物本体との調和を図るとともに、周辺景観との調和を図る。• 色彩は、色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。
	<ul style="list-style-type: none">• 建築物に附属する駐車場、ゴミ置場、受水槽などの施設は、周囲からの見え方を考慮し、配置や形態・意匠などを工夫する。
工作物	<ul style="list-style-type: none">• 工作物は、歴史・文化的資源や周辺のまちなみおよび建築物本体との調和を図る。• 色彩は、色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。
緑化	<ul style="list-style-type: none">• 寺社境内など、歴史・文化的資源周辺のみどりは、美しく見えるよう工夫する。• 玄関先や通り沿いなどは、植栽を配置するなど、区域全体で四季を感じられるよう工夫する。• 植栽は、地域に根差したものを積極的に活用するよう努める(ウメ、アジサイ、ハギなど)。
	<ul style="list-style-type: none">• 歴史・文化的資源の眺めを妨げないよう配慮する。• 寺社境内や路地などからの東京スカイツリーの眺めを妨げないよう工夫する(歴史・文化的資源と現代のランドマークが融合した風景の保全)。
眺め ^(※7)	

※6 エリア：区域の中を細分化した「エリア」のこと。内在する資源の分布状況やまちなみなど、異なる特性ごとに「エリア」を設定しています。

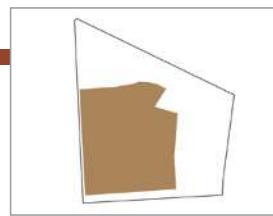
※7 亀戸景観重点地区（各区域の共通基準および区域内の各エリア）の事項「眺め」に関する基準について
a. 「資源の眺めを妨げない」とは、各基準において設定した参道などの眺望点から眺めの対象となる資源を見たときに視界に入る建築物の建築や工作物の建設等を行う際に、眺めの対象およびその周辺景観と調和し、資源を生かすよう形態・意匠・外構等に配慮することを指します。
b. 「空間の眺めを妨げない」とは、各基準において設定した橋などの眺望点から見たときに視界に入る建築物の建築や工作物の建設等を行う際に、河川との一体的な空間など、眺めの対象となる連續した空間を著しく阻害しないよう配置や形態・意匠等に配慮することを指します。

□ 各エリアの基準

(1) 龜戸3丁目周辺区域

① 龜戸天神社・普門院・光明寺周辺エリア

亀戸天神社、普門院、光明寺など歴史ある神社仏閣が集積する空間を、歴史を感じられる空間にする。

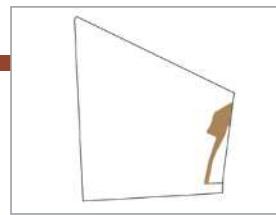


項目	基準	イメージ
歴史・文化的資源	<ul style="list-style-type: none"> 亀戸天神社、普門院、光明寺などの歴史・文化的資源と調和し、その雰囲気を妨げないよう配慮する。 	 光明寺
建築物等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物は、亀戸天神社、普門院、光明寺などの歴史・文化的資源に対して圧迫感を与えないよう、配置や高さ・規模を工夫する。 	 亀戸天神社
	<ul style="list-style-type: none"> 建築物は、歴史・文化的資源と調和するよう、形態・意匠などを工夫する。 建築設備は、通りから見えないよう、または建築物と一緒に見えるよう、形態・意匠などを工夫する。 色彩は、色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 境内から見える場所は、建築物の向き、形状、色彩など、見え方を工夫する。 室外機は、植栽やカバーなどで隠すよう努める。 	 通りからの見え方に配慮した室外機カバー
工作物	<ul style="list-style-type: none"> 工作物は、周辺のまちなみや建築物本体と調和するよう、形態・意匠などを工夫する。 色彩は、色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 	
緑化	<ul style="list-style-type: none"> 社寺林などとの連続性を意識し、植栽の彩りや配置を工夫する。 植栽は、地域に根差したもの積極的に活用するよう努める。 <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 香る草花や和風植栽などでいざないの雰囲気や季節感を演出し、配置などを工夫する。 	 亀戸天神境内藤花絵葉書 亀戸天神境内の藤花
眺め	<ul style="list-style-type: none"> 亀戸天神社境内の美しいみどりと空に映える東京スカイツリーの眺めを妨げないよう工夫する。 	

(1)亀戸3丁目周辺区域

② 亀戸香取神社・香取大門通り会周辺エリア

亀戸香取神社や香取大門通り会周辺の空間を、和とレトロが感じられる空間にする。

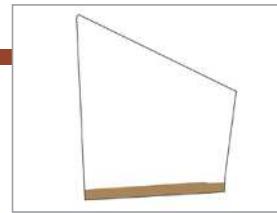


項目	基準	イメージ
歴史・文化的資源	<ul style="list-style-type: none"> 亀戸香取神社をはじめとする歴史・文化的資源と調和し、その雰囲気を妨げないよう配慮する。 	 亀戸香取神社
建築物等	<ul style="list-style-type: none"> 亀戸香取神社周辺は、神社や参道の雰囲気との調和に配慮する。 建築物は、亀戸香取神社に対して圧迫感を与えないよう、配置や高さ・規模を工夫する。 	 香取大門通り会
	<ul style="list-style-type: none"> 香取大門通り会の沿道や入口の建築物は、昭和レトロな雰囲気と調和するよう、形態・意匠および素材などを工夫する。 建築設備は、通りから見えないよう、または建築物と一緒に見えるよう、形態・意匠などを工夫する。 色彩は、色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 境内から見える場所は、建築物の向き、形状、色彩など、見え方を工夫する。 室外機は、植栽やカバーなどで隠すよう努める。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 香取大門通り会の看板は、昭和レトロをイメージし、形態・意匠などを工夫する。 	
工作物	<ul style="list-style-type: none"> 工作物は、神社や参道の雰囲気および建築物本体と調和するよう、形態・意匠などを工夫する。 色彩は、色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 	
緑化	<ul style="list-style-type: none"> 社寺林やアジサイなどの連続性を意識し、植栽の彩りや配置を工夫する。 植栽は、地域に根差したものを積極的に活用するよう努める。 <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 亀戸香取神社のヤエザクラやアジサイなどの色合いを意識した植栽に配慮し、配置などを工夫する。 	 亀戸香取神社のアジサイ
眺め	<ul style="list-style-type: none"> 明治通り沿いからの亀戸香取神社の鳥居と東京スカイツリーが直線上に見える風景を妨げないよう工夫する。 	

(1)亀戸3丁目周辺区域

③ 亀戸天神通り商店街エリア

蔵前橋通りや沿道の空間を、亀戸天神通り商店街や亀戸天神社とのつながりを意識した空間にする。

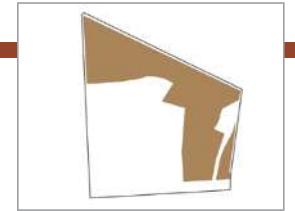


事項	基準	イメージ
歴史・文化的資源	<ul style="list-style-type: none"> 亀戸天神社の参道の入口付近は、鳥居が引き立つよう配慮する。 	 亀戸天神社の鳥居
建築物等	<ul style="list-style-type: none"> 亀戸天神社の参道付近の建築物は、参道の趣との調和に配慮する。 建築物は、歩道に対して圧迫感を与えないよう、配置や高さ・規模を工夫する。 	 参道の趣と調和した店舗の外観
	<ul style="list-style-type: none"> 建築物は、歴史・文化的資源と調和するよう、形態・意匠などを工夫する。 建築設備は、通りから見えないよう、または建築物と一体的に見えるよう、形態・意匠などを工夫する。 色彩は、色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 室外機は、植栽やカバーなどで隠すよう努める。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 亀戸天神通り商店街は、亀戸天神社とのつながりを意識し、歩きやすい空間となるよう工夫する。 <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> のれんやひさしなどは、風土色や伝統色を活用するよう努める。 	
工作物	<ul style="list-style-type: none"> 工作物は、参道の趣や建築物本体と調和するよう、形態・意匠などを工夫する。 色彩は、色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 	
緑化	<ul style="list-style-type: none"> 店舗前は、プランターなど積極的に緑化を図り、通り沿いのみどりの連続性確保に努める。 植栽は、地域に根差したものを利用するよう努める。 <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 香る草花や和風植栽などでいざないの雰囲気や季節感を演出し、配置などを工夫する。 	 店舗前の植栽
眺め	<ul style="list-style-type: none"> 商店街の連続的な眺めを確保するよう努める。 	

(1) 鬼戸3丁目周辺区域

④ 路地空間エリア

梅屋敷伏見稻荷神社や土蔵が残る空間を、人々の暮らしを感じることのできる落ち着いた空間にする。



事項	基準	イメージ
歴史・文化的資源	<ul style="list-style-type: none"> 天祖神社や龍眼寺などの歴史・文化的資源と調和し、その雰囲気を妨げないよう配慮する。 梅屋敷伏見稻荷神社や土蔵が残るまちの面影を妨げないよう配慮する。 	 天祖神社
建築物等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物は、落ち着いた生活空間と調和するよう、配置や高さ・規模を工夫する。 	 落ち着いた路地空間
	<ul style="list-style-type: none"> 建築物は、落ちついた生活空間と調和するよう、形態・意匠などを工夫する。 建築設備は、通りから見えないよう、または建築物と一緒に見えるよう、形態・意匠などを工夫する。 色彩は、色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 室外機は、植栽やカバーなどで隠すよう努める。 	 通りからの見え方に配慮した室外機カバー
	<ul style="list-style-type: none"> 路地沿いは、落ち着いた雰囲気が感じられ、そぞろ歩きを楽しめるよう工夫する。 	
工作物	<ul style="list-style-type: none"> 工作物は、圧迫感の軽減を意識し、落ち着いた生活空間となるよう、形態・意匠などを工夫する。 色彩は、色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 	
	<ul style="list-style-type: none"> プランターや植栽を配置するなど、みどりの連続性確保に努める。 植栽は、地域に根差したもの積極的に活用するよう努める。 <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 香る草花などでいざないの雰囲気や季節感を演出し、配置などを工夫する。 	 玄関先の植栽
眺め	<ul style="list-style-type: none"> 東京スカイツリーの眺望点となる場所は、そこからの眺めを生かすよう工夫する。 	

(2) 明治通り沿い区域

■区域の概要

【区域特性】

- ・亀戸十三間通商店街は、個性的な店舗が連続し、毎週日曜日は、歩行者天国が実施されます。
 - ・平成 24 年夏、豊川に架かる五之橋付近に、和風庭園「三代豊国五渡亭園」ごとくいえんが整備されました。
 - ・五ノ橋豊国通り商店会は、「食」を中心とした個性的な店舗が並ぶ商店街で、「三代豊国五渡亭園」の整備に伴い、現在の名称に変更しました。
 - ・平成 25 年 3 月、亀戸四丁目交差点に面する敷地に、地域活性化と観光振興を目的とした施設「亀戸梅屋敷」がオープンしました。



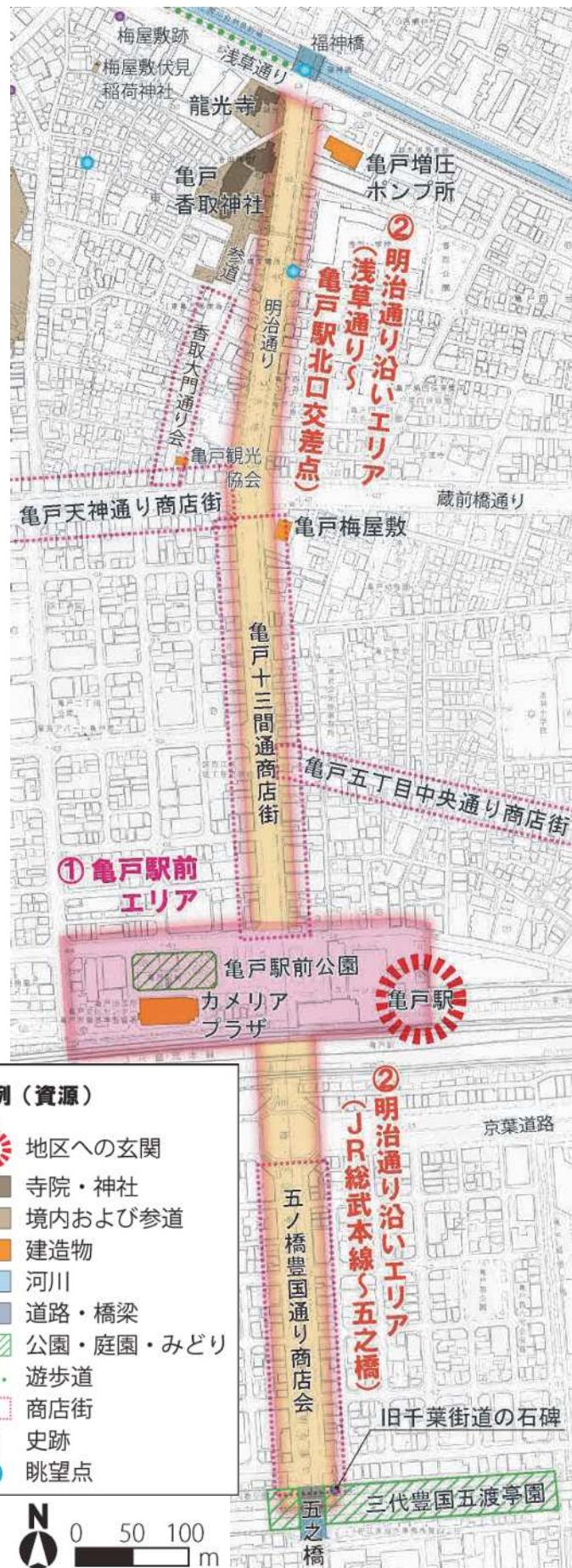
亀戸十三間通商店街



魯戶梅屋敷



五ノ橋豊国通り商店会



【主な資源】

- 亀戸十三間通商店街
- 五ノ橋豊国通り商店会
- 亀戸天神通り商店街
- 亀戸駅
- 亀戸五丁目中央通り商店街
- カメリアプラザ
- 亀戸駅前公園
- 亀戸梅屋敷
- 亀戸増圧ポンプ所
- 五之橋
- 旧千葉街道の石碑
- 三代豊国五渡亭園
- 亀戸香取神社
- 龍光寺

■景観形成基準

当区域は、江東区都市景観条例第10条で定める景観計画地区の「下町水網地域」にも該当します。景観形成基準は、はじめに景観重点地区における基準を適用し、次に、下町水網地域における基準を適用します。

当区域では、以下に示す区域全体の共通基準に加え、区域を細分化した各エリアの特徴に応じた基準を設けています。各エリアの景観形成基準は、次ページ以降に示します。

□ 区域全体の共通基準

*平成26年11月1日に江東区景観計画を一部改定し追加しました。
平成27年1月5日届出から適用しています。

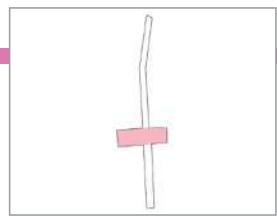
事項	基準
建築物等	<ul style="list-style-type: none">• 建築物は、亀戸3丁目周辺区域へのいざないを意識し、まちの個性や魅力が引き立つよう配慮する。
	<ul style="list-style-type: none">• 建築物は、建築物全体のバランスだけでなく、周辺建築物の形態やまちなみとの調和を図る。• 集合住宅のバルコニーやベランダについては、道路から洗濯物が見えにくい構造・意匠とともに、エアコンの室外機等が目立たないよう配慮する。（*）• 外壁は、長大で単調な壁面を避けるなど、圧迫感の軽減を図る。• 建築物に附帯する構造物や設備などは、建築物本体との調和を図るとともに、周辺景観との調和を図る。• 色彩は、色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。
	<ul style="list-style-type: none">• 建築物に附属する駐車場、ゴミ置場、受水槽などの施設は、周囲からの見え方を考慮し、配置や形態・意匠などを工夫する。
工作物	<ul style="list-style-type: none">• 工作物は、周辺のまちなみや建築物本体との調和を図る。• 色彩は、色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。
緑化	<ul style="list-style-type: none">• 敷地内や壁面・屋上などはできる限り緑化を図り、亀戸3丁目周辺区域や河川沿いの区域へとつながる緑化の空間づくりに努める。

□ 各エリアの基準

(2) 明治通り沿い区域

① 龜戸駅前エリア

亀戸駅前の空間を、歴史ある亀戸の玄関口にふさわしい空間にする。



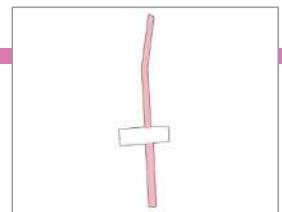
項目	基準	イメージ
建築物等	<p>配置 高さ・規模</p> <ul style="list-style-type: none"> 駅前広場に面した建築物は、公共空間との一体的な空間づくりに努める。 	
	<p>形態・意匠 ・色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> 駅前広場に面した建築物や通りに面した建築物は、玄関口にふさわしい空間となるよう形態・意匠などを工夫する。 建築設備は、通りから見えないよう、または建築物と一体的に見えるよう、形態・意匠などを工夫する。 色彩は、色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観は、華美な装飾や原色などを避ける。 	
工作物	<p>形態・意匠 ・色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> 工作物は、歴史ある亀戸の玄関口にふさわしい空間となるよう、形態・意匠などを工夫する。 色彩は、色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 	
緑化	<ul style="list-style-type: none"> 亀戸駅前公園やバスターミナルのみどりを生かし、玄関口としてふさわしい緑化の空間づくりに努める。 <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 店舗前や壁面、屋上などを緑化するよう努める。 	<p>玄関口にふさわしい 緑化の空間</p>

(2) 明治通り沿い区域

② 明治通り沿いエリア

(亀戸駅前北口交差点～浅草通り、JR総武本線～五之橋)

亀戸駅から亀戸3丁目周辺区域と三代豊国五渡亭園などをつなぐ明治通りや沿道の空間を、歩いて楽しい商店街にする。



事項	基準	イメージ
建築物等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物は、歩道に対して圧迫感を与えないよう、配置や高さ・規模を工夫する。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 亀戸四丁目交差点に面する建築物は、亀戸3丁目周辺区域へつながる拠点としてふさわしい空間となるよう、形態・意匠などを工夫する。 建築物は、歴史ある亀戸の雰囲気が感じられる工夫を部分的に取り入れるよう努める。 建築設備は、通りから見えないよう、または建築物と一緒に見えるよう、形態・意匠などを工夫する。 色彩は、色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 亀戸四丁目交差点に面する建築物は、『亀戸梅屋敷』と調和するよう工夫する。 	<p>歴史的な雰囲気が感じられる店舗外観</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 明治通り沿いは、全体的に歩行者に配慮した空間となるよう工夫する。 	<p>亀戸梅屋敷</p>
工作物	<ul style="list-style-type: none"> 亀戸四丁目交差点などポイントとなる箇所の工作物は、歴史ある亀戸の雰囲気が感じられるよう、形態・意匠などを工夫する。 色彩は、色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 	
緑化	<ul style="list-style-type: none"> 既存の街路樹や植栽帯の他、壁面やベランダなどの緑化を図り、亀戸天神社や亀戸香取神社、河川沿いからのみどりの連続性確保に努める。 	

(3) 横十間川沿い区域

■区域の概要

【区域特性】

- 横十間川は、「十間（約18m）」の名の通り、川幅が広いことが特徴であり、ゆったりとした空間が形成されています。
- 横十間川沿いやその周辺には、龍眼寺や亀戸天神社などの歴史的資源が分布しています。
- 亀戸乗船場をはじめとして、舟運の名残が感じられます。
- 亀戸二丁目団地は、みどり豊かな空間となっており、平成2年には、江東区まちなみ景観賞を受賞しました。
- 現在、護岸整備に伴う遊歩道の整備が計画されています。

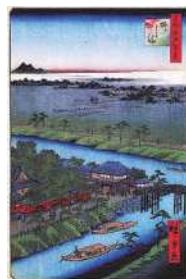


東都名所 亀戸天満宮境内全図

（収載資料名：広重東都名所）／国立国会図書館所蔵



横十間川



名所江戸百景
柳しま



龍眼寺



亀戸水上公園

凡例（資源）

	地区への玄関
	寺院・神社
	境内および参道
	建造物
	河川
	道路・橋梁
	公園・庭園・みどり
	遊歩道
	商店街
	史跡
	眺望点



【主な資源】

- 横十間川
- 柳島付近
- 天神橋乗船場
- 亀戸水上公園、亀戸乗船場
- 河川沿いの遊歩道
- 龍眼寺^{りゅうげんじ}
- 長寿寺
- 馬頭観音
- 日清紡績創業の碑
- 亀戸二丁目団地の植栽(江東区まちなみ景観賞受賞)
- 亀戸銭座跡の標柱
- 旅所橋、天神橋
- 文泉公園^{ぶんせんこうえん}
- 亀戸児童館

■景観形成基準

当区域は、江東区都市景観条例第10条で定める景観計画地区の「下町水網地域」にも該当します。景観形成基準は、はじめに景観重点地区における基準を適用し、次に、下町水網地域における基準を適用します。

当区域では、以下に示す区域全体の共通基準に加え、区域を細分化した各エリアの特徴に応じた基準を設けています。各エリアの景観形成基準は、次ページ以降に示します。

□ 区域全体の共通基準

*平成26年11月1日に江東区景観計画を一部改定し追加しました。
平成27年1月5日届出から適用しています。

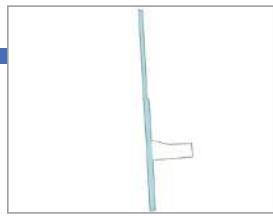
事項	基準
歴史・文化的資源	<ul style="list-style-type: none">•歴史・文化的資源の周辺は、その雰囲気を妨げないよう配慮する。
建築物等	<ul style="list-style-type: none">•建築物は、河川や遊歩道、公園などからの見え方を意識し、配置や高さ・規模を工夫する。•河川沿いの建築物は、ゆとりある空間を確保するなど、配置を工夫する。
	<ul style="list-style-type: none">•建築物は、建築物全体のバランスだけでなく、河川沿いや周辺のまちなみとの調和を図る。•集合住宅のバルコニー・ベランダについては、道路から洗濯物が見えにくい構造・意匠とするとともに、エアコンの室外機等が目立たないよう配慮する。(*)•外壁は、長大で単調な壁面を避けるなど、圧迫感の軽減を図る。•建築物に附帯する構造物や設備などは、建築物本体との調和を図るとともに、周辺景観との調和を図る。•色彩は、色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。
	<ul style="list-style-type: none">•建築物に附属する駐車場、ゴミ置場、受水槽などの施設は、周囲からの見え方を考慮し、配置や形態・意匠などを工夫する。
工作物	<ul style="list-style-type: none">•工作物は、水辺景観や歴史・文化的資源、周辺のまちなみおよび建築物本体との調和を図る。•色彩は、色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。
緑化	<ul style="list-style-type: none">•水辺に似合う四季折々の植栽に努め、配置などを工夫する。
眺め	<ul style="list-style-type: none">•舟や遊歩道、橋からの見え方を意識し、水辺の連続的な眺めを妨げないよう配慮する。

□ 各エリアの基準

(3) 横十間川沿い区域

① 横十間川沿いエリア

横十間川や河川沿いの空間を、まちへの広がりを意識し、水辺が身近に感じられる空間にする。

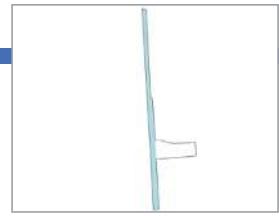


項目	基準	イメージ
歴史・文化的資源	<ul style="list-style-type: none"> 龍眼寺をはじめとする歴史・文化的資源と調和し、その雰囲気を妨げないよう配慮する。 柳島付近は、浮世絵（江戸名所百景）に描かれた、かつての趣を意識した空間となるよう工夫する。 	 龍眼寺
建築物等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物は、水辺からの見え方を意識し、開口部（窓、ベランダなど）を河川側に設けるよう努める。 建築物は、河川沿いの遊歩道や歴史・文化的資源などに対して圧迫感を与えないよう、配置や高さ・規模を工夫する。 建築物は、通りに対して、うるおいやにぎわいをもたらすよう、見え方や空間構成を工夫する。 <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物は、河川に面した通り沿いにオープンスペースを設けるよう努める。 龍眼寺の景観と調和するよう工夫する。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 建築物は、河川沿いの遊歩道や歴史・文化的資源などと調和するよう、形態・意匠などを工夫する。 建築設備は、橋や水辺、舟などから見えないよう、または建築物と一体的に見えるよう、形態・意匠などを工夫する。 色彩は、色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 室外機は、植栽やカバーなどで隠すよう努める。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 照明は、落ち着きのある夜間景観に配慮する。 <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 照明は、周辺景観と調和するとともに、落ち着いたあたたかみのある光源となるよう工夫する。 	
工作物	<ul style="list-style-type: none"> 塀やフェンスなどは、龍眼寺をはじめとする歴史・文化的資源と調和し、その雰囲気を妨げないよう工夫する。 色彩は、色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 	

(3) 横十間川沿い区域

① 横十間川沿いエリア

横十間川や河川沿いの空間を、まちへの広がりを意識し、水辺が身近に感じられる空間にする。

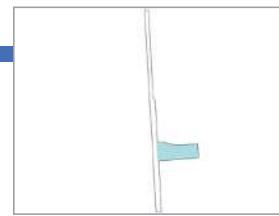


事項	基準	イメージ
緑化	<ul style="list-style-type: none"> 生態系に配慮し、水辺にふさわしい多様で豊かな緑化の空間づくりに努める。 龍眼寺から連続するみどりの空間は、水辺と調和した四季折々の植栽を楽しめるよう配置を工夫する。 亀戸水上公園周辺は、みどりの連続性確保に努める。 <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川沿いの通りは、ハギやアジサイなど、地域に根差したもの植栽するよう努める。 建築物の低層階は、玄関先やベランダを緑化するよう努める。 	<p>亀戸二丁目団地の植栽</p> <p>亀戸水上公園周辺のみどり</p>
眺め	<ul style="list-style-type: none"> 橋や水辺、遊歩道、舟からの連続的な河川空間の眺めを妨げないよう配慮する。 	<p>横十間川の連続的な眺め</p>

(3) 横十間川沿い区域

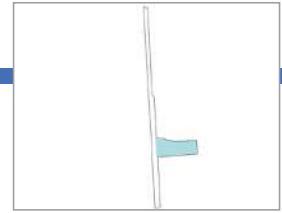
② 文泉公園周辺エリア

亀戸駅と亀戸水上公園をつなぐ空間を、親しみやすく魅力的な空間にする。



事項	基準	イメージ
歴史・文化的資源	<ul style="list-style-type: none"> 文泉公園は、名称の由来（文銭）となっている「亀戸銭座」の歴史的な位置づけや背景を考慮した空間づくりに努める。 	 亀戸銭座跡の標柱
建築物等	<ul style="list-style-type: none"> 通り沿いの建築物は、ゆとりある空間を確保するなど、配置を工夫する。 <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物は、道路側にオープンスペースを設けるよう努める。 	 道路側に確保された ゆとりある空間
	<ul style="list-style-type: none"> 建築物は、文泉公園や通りなどからの見え方を意識し、まちなみと調和するよう、形態・意匠などを工夫する。 建築設備は、通りから見えないよう、または建築物と一緒に見えるよう、形態・意匠などを工夫する。 色彩は、色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 	
工作物	<ul style="list-style-type: none"> 工作物は、水辺景観に配慮し、形態・意匠などを工夫する。 色彩は、色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 	

(3) 横十間川沿い区域



② 文泉公園周辺エリア

亀戸駅と亀戸水上公園をつなぐ空間を、親しみやすく魅力的な空間にする。

事項	基準	イメージ
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・亀戸駅前から水辺へのみどりの連続性確保に努める。 ・文泉公園周辺は、みどりの連続性確保に努める。 	 <p>文泉公園</p>  <p>通りの連続したみどり</p>
眺め	<ul style="list-style-type: none"> ・亀戸駅から水辺へと続く通りは、植栽や街路樹などにより、連続的な眺めとなるよう工夫する。 	 <p>通りの連続的な眺め</p>

(4) 北十間川沿い区域

■区域の概要

【区域特性】

- ・北十間川は、横十間川と旧中川を結んでいます。
- ・北十間川沿いや浅草通り沿いには、祐天堂や梅屋敷跡をはじめ、歴史的資源が点在しています。
- ・福神橋は、亀戸フェスタをはじめとしたイベントで利用されています。
- ・川筋の先には、東京スカイツリーが見え、福神橋や柳島歩道橋などは、ビュースポットとして人が多く集まる場所になっています。
- ・護岸や遊歩道の整備が行われています。



北十間川

福神橋

小原橋

祐天堂

【主な資源】

- 北十間川
- 河川沿いの植栽・遊歩道
- 福神橋、柳島歩道橋
- 小原橋
- 常光寺
- 梅屋敷跡
- 祐天堂
- 天祖神社
- 龍光寺
- 柳島付近

■景観形成基準

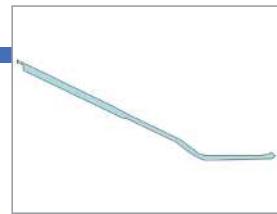
当区域は、江東区都市景観条例第 10 条で定める景観計画地区の「下町水網地域」にも該当します。景観形成基準は、はじめに景観重点地区における基準を適用し、次に、下町水網地域における基準を適用します。

当区域では、区域全体の共通基準として、「北十間川沿いエリア」の基準を設けています。「北十間川沿いエリア」の景観形成基準は、次ページ以降に示します。

(4) 北十間川沿い区域

○ 北十間川沿いエリア

北十間川や河川沿いの空間を、河川のネットワークやまちや人とのつながりを意識した空間にする。

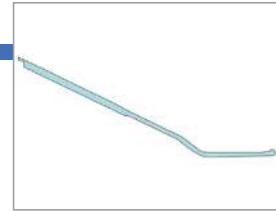


事項	基準	イメージ
歴史・文化的資源	<ul style="list-style-type: none"> 龍光寺や常光寺などの歴史・文化的資源と調和し、景観のつながりを意識した空間となるよう工夫する。 	 常光寺
建築物等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物は、河川空間と一体となった東京スカイツリーの眺めを妨げないよう、配置や高さ・規模を工夫する。 建築物は、水辺からの見え方を意識し、開口部（窓、ベランダなど）を河川側に設けるよう努める。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 建築物は、河川空間と一体となった東京スカイツリーの眺めや、上空への開放感を意識し、形態・意匠などを工夫する。 集合住宅のバルコニー・ベランダについては、道路から洗濯物が見えにくい構造・意匠とともに、エアコンの室外機等が目立たないよう配慮する。（＊） 外壁は、長大で単調な壁面を避けるなど、圧迫感の軽減を図る。 建築物に附帯する構造物や設備などは、建築物本体との調和を図るとともに、周辺景観との調和を図る。 建築設備は、橋や水辺、舟などから見えないよう、または建築物と一緒に見えるよう、形態・意匠などを工夫する。 色彩は、色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 室外機は、植栽やカバーなどで隠すよう努める。 	<p>*平成26年11月1日に江東区景観計画を一部改定し追加しました。 平成27年1月5日届出から適用しています。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 建築物に附属する駐車場、ゴミ置場、受水槽などの施設は、周囲からの見え方を考慮し、配置や形態・意匠などを工夫する。 照明は、落ち着きのある夜間景観に配慮する。 <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 照明は、周辺景観と調和するとともに、落ち着いたあたたかみのある光源となるよう工夫する。 	
工作物	<ul style="list-style-type: none"> 工作物は、水辺景観や歴史・文化的資源、周辺のまちなみおよび建築物本体との調和を図る。 色彩は、色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 	

(4) 北十間川沿い区域

○ 北十間川沿いエリア

北十間川や河川沿いの空間を、河川のネットワークやまちや人とのつながりを意識した空間にする。



事項	基準	イメージ
緑化	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性を意識した緑化の空間づくりに努める。 河川沿いは、みどりの連続性確保に努めるとともに、四季の変化や彩りを楽しめるよう、配置や種類などを工夫する。 	 河川空間のみどり
眺め	<ul style="list-style-type: none"> 福神橋や柳島歩道橋から見たときの、河川空間と一体となった東京スカイツリーの眺めを妨げないよう配慮する。 <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 柳島歩道橋や福神橋など、東京スカイツリーの眺望点となる場所からの眺めを妨げないよう配慮する。 	 河川空間と一体となった東京スカイツリーの眺め

(5) 旧中川沿い区域

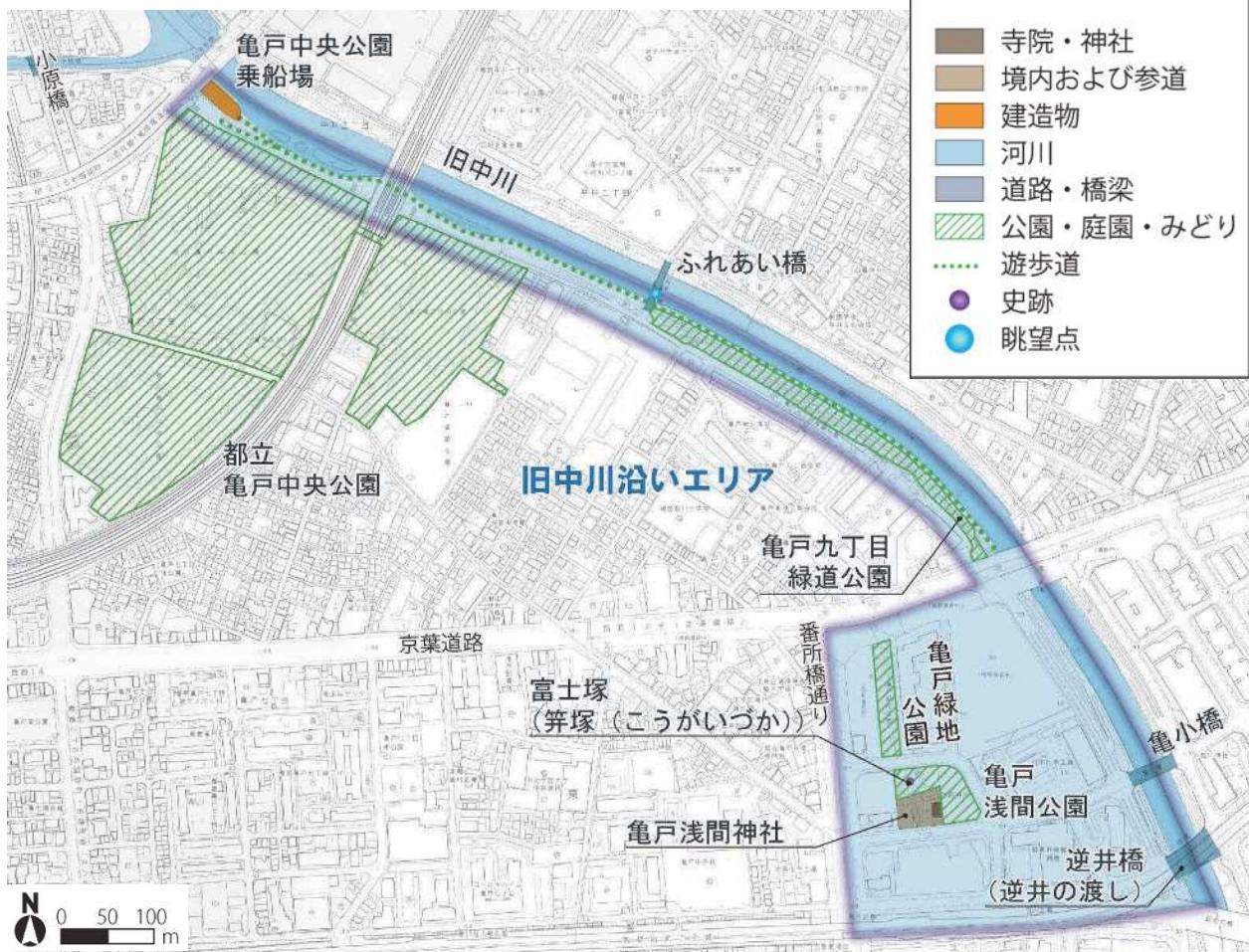
■区域の概要

【区域特性】

- 護岸をはじめ、自然豊かな親水空間となっており、ふれあい橋付近ではアジサイが植栽されています。
- 旧中川沿いでは、都立亀戸中央公園と一体的に、水とみどり豊かな空間が形成されています。
- 亀戸浅間神社や富士塚（笄塚）^(※8)、逆井の渡し跡などの歴史・文化的資源が点在しており、「逆井の渡し跡」については、記念碑が設置されています。
- ふれあい橋付近では、カヌーなどの水辺レクリエーションが楽しめます。また、平成25年3月には、旧中川沿い大島地区において川の駅が整備され、水陸両用バスが導入されました。
- 旧中川沿いでは、市街地再開発事業が行われました。

凡例（資源）

寺院・神社
境内および参道
建造物
河川
道路・橋梁
公園・庭園・みどり
遊歩道
史跡
眺望点



旧中川

ふれあい橋

都立亀戸中央公園

富士塚

(笄塚 (こうがいづか))

※8 富士塚（笄塚）：日本武尊（やまとたけるのみこと）・弟橘媛（おとたちばなひめ）由来の笄塚。亀戸浅間神社と隣接する富士塚が笄塚と呼ばれている。

【主な資源】

- 旧中川
- 河川沿いの空間（土手、植栽、遊歩道）
- 都立亀戸中央公園（サザンカなど）
- 亀戸中央公園乗船場
- 亀戸九丁目緑道公園
- 亀戸緑地公園
- 亀戸浅間神社、亀戸浅間公園、富士塚（笄塚）
- 逆井橋（逆井の渡し跡および記念碑）
- ふれあい橋
- 亀小橋

■景観形成基準

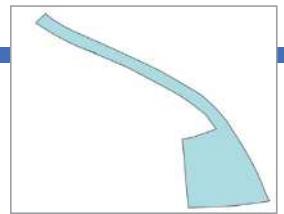
当区域は、江東区都市景観条例第 10 条で定める景観計画地区の「下町水網地域」にも該当します。景観形成基準は、はじめに景観重点地区における基準を適用し、次に、下町水網地域における基準を適用します。

当区域では、区域全体の共通基準として、「旧中川沿いエリア」の基準を設けています。「旧中川沿いエリア」の景観形成基準は、次ページ以降に示します。

(5) 旧中川沿い区域

○ 旧中川沿いエリア

旧中川や河川沿い、亀戸浅間神社周辺の空間を、豊かな自然やみどり、歴史的資源を生かした空間にする。

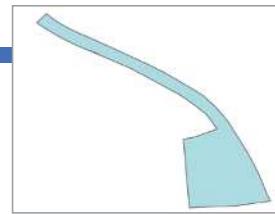


事項	基準	イメージ
歴史・文化的資源	<ul style="list-style-type: none"> 亀戸浅間神社や富士塚（笄塚）、逆井の渡しなど、歴史・文化的資源と調和し、その雰囲気を妨げないよう配慮する。 河川やまちと歴史・文化的資源とのつながりを意識した空間となるよう工夫する。 	 「逆井の渡し跡」記念碑
配置 高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> 河川沿いの建築物は、対岸の景観や開放的な河川空間と調和するよう、配置を工夫する。 建築物は、水辺からの見え方を意識し、開口部（窓、ベランダなど）を河川側に設けるよう努める。 	 亀戸浅間神社
形態・意匠 ・色彩	<ul style="list-style-type: none"> 河川沿いの建築物は、対岸の景観や開放的な河川空間と調和するよう、形態・意匠などを工夫する。 亀戸浅間神社境内から見える建築物は、神社に圧迫感を与えないよう、形態・意匠などを工夫する。 集合住宅のバルコニー・ベランダについては、道路から洗濯物が見えにくい構造・意匠とともに、エアコンの室外機等が目立たないよう配慮する。（*） 外壁は、長大で単調な壁面を避けるなど、圧迫感の軽減を図る。 建築物に附帯する構造物や設備などは、建築物本体との調和を図るとともに、周辺景観との調和を図る。 建築設備は、橋や水辺、舟などから見えないよう、または建築物と一緒に見えるよう、形態・意匠などを工夫する。 色彩は、色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物の意匠は、華美な装飾や原色を避ける。 室外機は、植栽やカバーなどで隠すよう努める。 	* 平成26年11月1日に江東区景観計画を一部改定し追加しました。 平成27年1月5日届出から適用しています。
附属施設・外構等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物に附帯する駐車場、ゴミ置場、受水槽などの施設は、周囲からの見え方を考慮し、配置や形態・意匠などを工夫する。 照明は、落ち着きのある夜間景観に配慮する。 <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 照明は、周辺景観と調和するとともに、落ち着いたあたたかみのある光源となるよう工夫する。 	
工作物	<ul style="list-style-type: none"> 工作物は、水辺景観や歴史・文化的資源、周辺のまちなみおよび建築物本体との調和を図る。 色彩は、色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 	

(5) 旧中川沿い区域

○ 旧中川沿いエリア

旧中川や河川沿い、亀戸浅間神社周辺の空間を、豊かな自然やみどり、歴史的資源を生かした空間にする。



事項	基準	イメージ
緑化	<ul style="list-style-type: none"> 河川沿いは、アジサイなど季節感を感じができる植栽とし、水辺のみどりの連続性確保に努める。 河川や舟からの見え方を意識し、ベランダなどを緑化するよう努める。 亀戸浅間神社や富士塚（笄塚）の周辺は、みどりの連続性確保に努める。 <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> アジサイやサザンカなど、地域に根差した植栽に努める。 	<p>アジサイ</p> <p>都立亀戸中央公園のサザンカ</p>
眺め	<ul style="list-style-type: none"> ふれあい橋をはじめとする橋や水辺、遊歩道、舟からの連続的な河川空間の眺めを妨げないよう配慮する。 	<p>ふれあい橋からみた 旧中川の眺め</p>

6. 公共施設整備に係わる配慮事項

亀戸景観重点地区の公共施設の整備にあたっての基本的な考え方として、以下の配慮事項を定めます。

景観重点地区内における区の公共施設については、配慮事項に基づき整備を行い、景観形成の先導的な役割を果たします。

また、国や都の公共施設については、景観重点地区外に渡ることから、各施設の一体性と整合を図りながら、下記事項に配慮するよう協力を求めていきます。

区域/エリア		配慮事項
亀戸3丁目周辺区域	区域全体	<ul style="list-style-type: none">道路などの公共物は、回遊性や寺社などへの誘導を意識し、形態・意匠などを工夫する。寺社周辺の公共物は、歴史・文化的資源と調和するよう、形態・意匠などを工夫する。
	亀戸天神社・普門院・光明寺周辺エリア	<ul style="list-style-type: none">道路やサインなどの公共物は、亀戸天神社をはじめとする歴史・文化的資源への誘導を意識し、形態・意匠などを工夫する。
	亀戸香取神社・香取大門通り会周辺エリア	<ul style="list-style-type: none">香取大門通り会の公共物は、昭和レトロをイメージし、形態・意匠などを工夫する。
	亀戸天神通り商店街エリア	<ul style="list-style-type: none">亀戸天神通り商店街の通りは、亀戸天神社とのつながりを意識し、歩きやすい空間となるよう工夫する。亀戸天神社の参道付近の公共物は、参道の趣との調和に配慮する。
	路地空間エリア	<ul style="list-style-type: none">路地は、落ち着いた雰囲気が感じられ、そぞろ歩きを楽しめるよう工夫する。
明治通り沿い区域	区域全体	<ul style="list-style-type: none">公共物は、駅を中心として、拠点性や明治通りの連続性に配慮する。
	亀戸駅前エリア	<ul style="list-style-type: none">駅前広場の公共物は、歴史ある亀戸の玄関口にふさわしい空間となるよう、形態・意匠などを工夫する。
	明治通り沿いエリア	<ul style="list-style-type: none">明治通りは、全体的に歩行者に配慮した空間となるよう工夫する。亀戸四丁目交差点などポイントとなる箇所の公共物は、亀戸3丁目周辺区域などへいざなう重要な分岐点として、歴史ある亀戸の雰囲気が感じられるよう、形態・意匠などを工夫する。公共物は、連続性や周辺の雰囲気との調和に配慮する。

区域/エリア		配慮事項
横十間川沿い区域	区域全体	<ul style="list-style-type: none"> 公共物は、水辺とまちの一体化や親水性および連続的な空間づくりに配慮する。
	横十間川沿いエリア	<ul style="list-style-type: none"> 公共物は、親水性に配慮するとともに、歴史・文化的資源との調和や河川とまちの一体化に努める。 公共物は、まちから河川へのアクセスに配慮し、配置を工夫する。 乗船場は、まちへと導く水辺の玄関口となるよう工夫する。 舟からまちの様子が見えやすいよう工夫する。 遊歩道から水面が感じられるよう、手擦りは、視界をさえぎらないような形態とする。 遊歩道は、まちの特色に合わせて、変化に富んだ空間となるよう工夫する。 サインは、龍眼寺をはじめとする歴史・文化的資源などへの誘導を意識し、和をイメージしたものとなるよう、素材や配置を工夫する。 照明は、落ち着きのある夜間景観に配慮する。 フェンスは、龍眼寺をはじめとする歴史・文化的資源と調和し、その雰囲気を妨げないよう工夫する。
	文泉公園周辺エリア	<ul style="list-style-type: none"> 公共物は、亀戸駅前から水辺への連続性確保に努めるとともに、亀戸地区全体の回遊性に配慮する。
北十間川沿い区域	北十間川沿いエリア	<ul style="list-style-type: none"> 公共物は、親水性に配慮するとともに、水辺景観との調和に努める。 公共物は、まちから河川へのアクセスに配慮し、配置を工夫する。 水辺空間は、人や舟運の流れを意識し、回遊性の確保に努める。 親水性を意識した四季を感じる護岸づくりに努める。 遊歩道は、まちの特色に合わせて、変化に富んだ空間となるよう工夫する。 照明は、落ち着きのある夜間景観に配慮する。
旧中川沿い区域	旧中川沿いエリア	<ul style="list-style-type: none"> 公共物は、親水性に配慮するとともに、水辺景観との調和に努める。 水辺空間は、河川の利用に配慮するとともに、人や舟運の回遊性の確保に努める。 自然的な護岸の特徴を生かし、彩り豊かな河川空間づくりに努める。 公園は、水辺を意識し、河川と公園が一体的な空間となるとともに、自然や水辺と調和するよう工夫する。 照明は、落ち着きのある夜間景観に配慮する。

■ 7. 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

亀戸景観重点地区内で建築行為等を行おうとする者は、景観法第16条第1項の規定に基づき、建築行為等の届出日、届出に関する必要書類を確認のうえ、区長に対して届出を行うものとします。

届出の際には、景観法第8条第4項第2号に規定する規制又は措置の基準である「亀戸景観重点地区における景観形成基準」に適合するものとします。

また、この亀戸景観重点地区では、「下町水網地域の景観形成基準」も併せて適用されます。

なお、この景観形成基準（建築物又は工作物の形態・意匠に関わるものは除く。）に適合しないと認められるときは、景観法第16条第3項に規定する「勧告」の対象となり、建築物又は工作物の形態・意匠に関わるものについては、景観法第17条第1項に規定する「変更命令」の対象となります。

（1）届出の時期

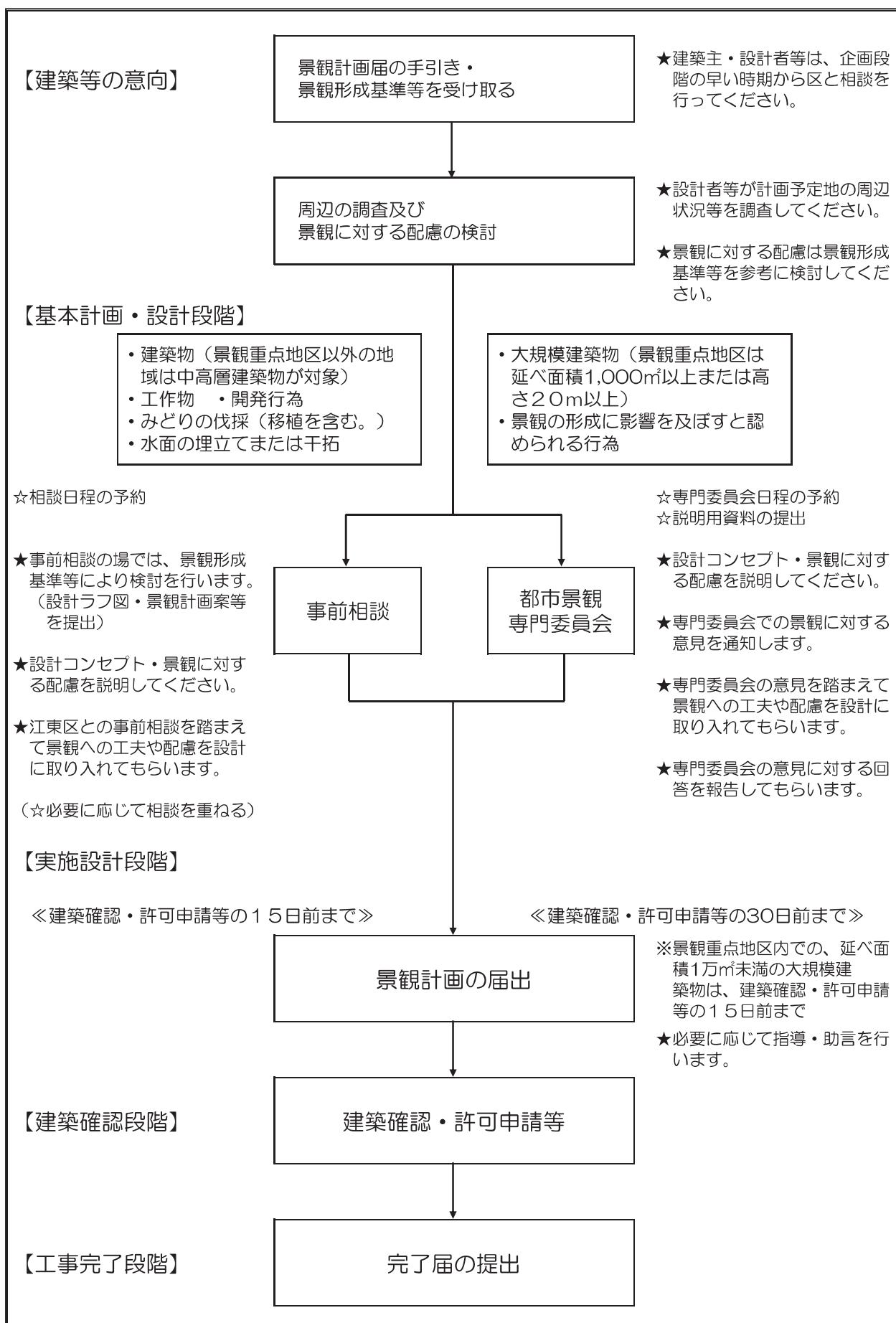
区分	届出時期
全ての建築物（延べ面積1万m ² 以上の建築物を除く）・工作物・開発行為・みどりに関する行為	建築確認・許可申請等（2以上の手続きを行う場合は、最初の手続き）の15日前まで（申請手続きが不要なものは着手する日の15日前まで）
大規模建築物（延べ面積1万m ² 以上の建築物）	建築確認・許可申請等（2以上の手続きを行う場合は、最初の手続き）の30日前まで（申請手続きが不要なものは着手する日の30日前まで）

(2) 届出事項

届出行為	届出対象
建築物の建築等 -・歴史・文化的資源 -・建築物等 -・緑化 -・眺め	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外觀を変更することとなる修繕 若しくは模様替又は色彩の変更
工作物の建設等 -・歴史・文化的資源 -・工作物 -・緑化 -・眺め	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外觀を変更することとなる修繕 若しくは模様替又は色彩の変更（広告塔・広告板は除く） (1) 建築基準法施行令第138条に定める工作物（※） <ul style="list-style-type: none"> ①煙突 高さ 6m以上 ②RC柱・鉄柱・木柱 高さ 15m以上 ③装飾塔・記念塔 高さ 4m以上 ④高架水槽・サイロ・物見塔 高さ 8m以上 ⑤擁壁 高さ 2m以上 ⑥昇降機、ウォーターシュート、コースターその他 これらに類するもの（回転運動を有する遊戯施設を含む） 建築面積 1,000 m²以上又は高さ 15m以上 ⑦製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫その他 これらに類するもの 建築面積 1,000 m²以上又は高さ 15m以上 (2) 都市景観条例で定めるその他の工作物 <ul style="list-style-type: none"> ①垣・さく・金網・門・塀（建築物を除く） 高さ 2m以上かつ 長さ 10m以上 ②立体駐車場（建築物を除く） 高さ 6m以上 ③アンテナ 高さ 6m以上 ④受水槽・冷却塔（建築設備を除く） 高さ 6m以上 ⑤橋梁その他これに類する工作物で河川・運河などを横断するもの
開発行為 -・歴史・文化的資源 -・緑化 -・眺め	開発区域面積 500 m ² 以上
みどりに関する事項 (伐採・移植を含む。) -・歴史・文化的資源 -・緑化 -・眺め	(1) 土地の面積 100 m ² 以上の集団を形成している樹木 (2) 地上 150cm の高さにおける幹の周囲が 60cm 以上の樹木 (3) 高さ 5m 以上ある樹木

※架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項に規定する電気事業者の保安通信設備用のもの（擁壁を含む）並びに電気通信事業法第2条第5項に規定する電気通信事業者の電気通信用のものを除く。
 ※各届出行為に係わる景観形成基準の事項を上表の破線枠内に示す。

(3) 建築行為等の届出

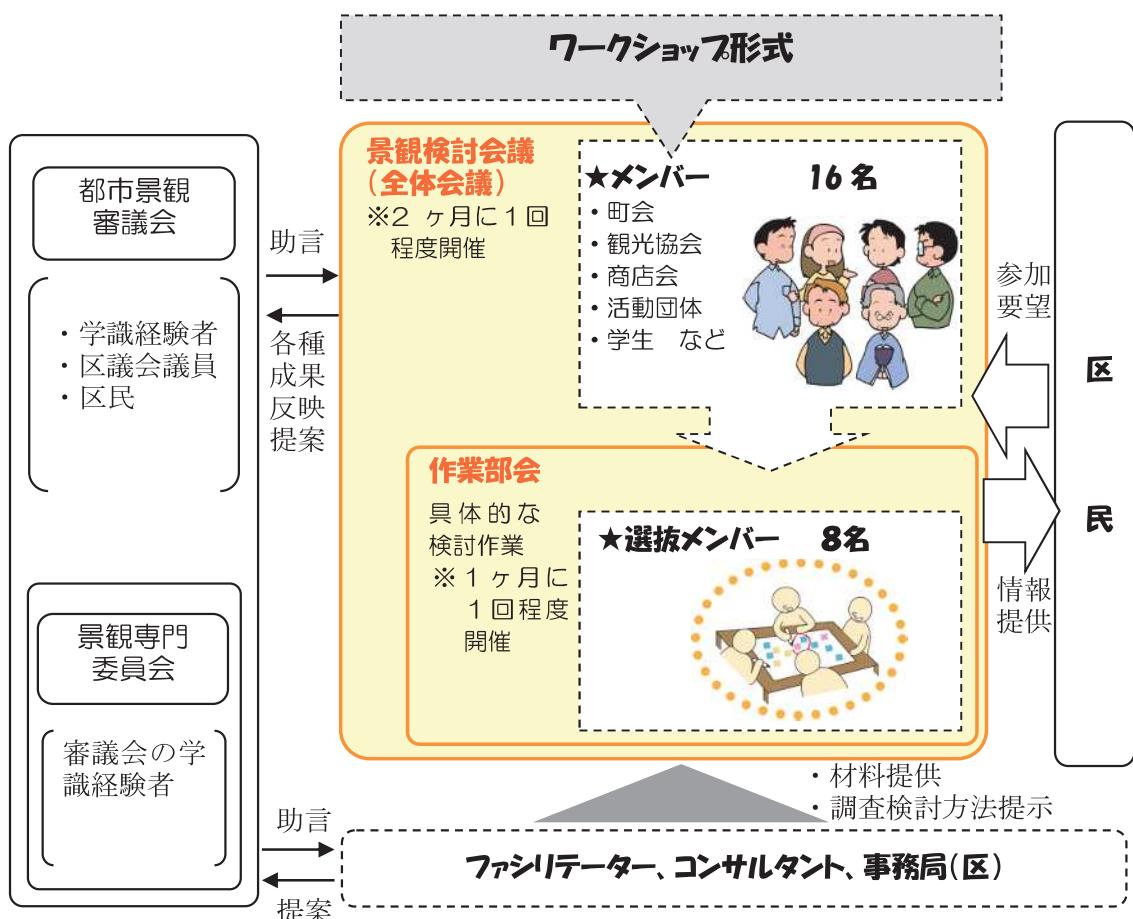


一検討の経緯一

景観重点地区の指定にあたり、地域の方々が主体となる景観検討会議を中心に、以下のような体制のもと検討を進めました。景観検討会議は、意見や方向性の共有化を行う「全体会議」と具体的な検討作業を行う「作業部会」を設け、ワークショップ^(※9)形式で行いました。

また、景観検討会議における検討結果については、学識経験者などで構成される都市景観審議会に報告・提案し、助言を受けながら、成果のブラッシュアップを行いました。

(1) 景観重点地区の検討体制



景観検討会議における検討の様子

^(※9) ワークショップ：問題解決や計画案の作成手法で、多様な人々が対等な立場で意見交換を行うものであり、景観検討会議では、地図作りや貼り絵、まち歩きなど行いました。

(2) 景観検討会議における検討の流れ

テーマ	開催日	会議名	主な検討内容
平成 23 年度 ■Step1 地区の特性 を発掘しよ う	H23 10/26	■第1回 景観検討会議	・地区に対する想い
	11/19	□第1回 景観検討会議 一作業部会一	・地区観察会
	H24 1/26	□第2回 景観検討会議 一作業部会一	・景観分類表の作成 ・景観重点箇所の検討
	2/20	■第2回 景観検討会議	・景観重点箇所の共有化
→ * 景観フォーラムの開催(平成24年3月14日)			
平成 24 年度 ■Step2 景観重点地 区の指定内 容を具体的 に考えよう	4/19	□第3回 景観検討会議 一作業部会一	・景観形成の方向性に関する検討
	5/17	■第3回 景観検討会議	・景観形成の方向性の共有化
	6/16	□第4回 景観検討会議 一作業部会一	・品川宿観察会
	7/20	□第5回 景観検討会議 一作業部会一	・空間イメージの検討
	9/3	■第4回 景観検討会議	・景観重点地区の指定区域に関する検討 ・景観重点地区の方向性検討
	10/9	□第6回 景観検討会議 一作業部会一	・景観形成の基本方針・基準に関する検討 ・今後の景観まちづくりの進め方に関する検討
	11/8	□第7回 景観検討会議 一作業部会一	・景観形成の基本方針・基準の共有化
	12/4	■第5回 景観検討会議	・景観形成区民団体の発足に向けた公開会議
景観重点地区(案)の作成			
→ * 住民説明会(平成25年1月30日)・意見募集(1月4日~18日) * 景観シンポジウムの開催(平成25年3月27日)			

(3) 地域の方々への情報発信

景観検討会議を進めるにあたり、取組みや検討結果を地域の方々に知っていただくため、景観フォーラムやシンポジウム、説明会などの他、以下のような方法で情報発信を行いました。

・景観だより (vol.1~6)

景観検討会議の取組みや検討結果についてまとめたニュース。

全体会議および景観フォーラム後に発行し、区ホームページでの公開や公共施設などへの配置を行いました。

・江東ケーブルテレビ

第5回 景観検討会議 一作業部会一 の様子が放映されました。



〔表紙写真〕

亀戸香取神社	北十間川	亀戸中央公園
香取大門通り会	亀戸天神社	旧中川
亀戸水上公園 (横十間川)	亀戸駅前公園	アジサイ (亀戸香取神社)
亀戸二丁目団地	明治通り	亀戸浅間神社

【問い合わせ先】

江東区都市整備部都市計画課

〒135-8383 東京都江東区東陽四丁目 11 番 28 号

TEL 03-3647-9183 (直通)

FAX 03-3647-9009